### <個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

### <処分の概要>

不利益処分の名称	景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しない特定届出 対象行為に対する是正命令
処 分 権 者	町長
根拠規定	景観法第 17 条第 1 項

根	拠	規	疋	京観伝第 17 条第 1 項
<処分	基準	/ 聪	聞・	
				景観法第17条第1項・第2項・第3項
基	準	規	定	景観法施行令第 11 条
				■設定 □未設定
処	分	基	準	(1) 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、下記に該当する行為について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。建築物の新築,増築,改築若しくは移転,外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 (2) (1)の処分は、法第16条第1項又は第2項の届出に係る建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠が次に掲げる他の法令の規定(政令第11条)により義務付けられたものであるときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない。次に掲げる法律の規定及びこれらの規定に基づく命令の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものとする。 ① 軌道法(大正10年法律第76号)第14条 ② 消防法(昭和23年法律第186号)第10条第4項及び第17条第1項 ③ 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第11条第2項及び第12条第3項 ④ 道路運送法(昭和26年法律第204号)第46条第1項 ⑥ 航空法(昭和27年法律第231号)第39条第1項第1号、第51条第1項、第2項(同法第55条の2第3項において準用する場合を含む。)及び第3項並びに第51条の2第1項及び第2項 ⑦ 有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第5条(同法第11条において準用する場合を含む。)

⑧ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律

第149号)第7条第1項、第16条の2第1項及び第37条

- ○景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省)
- (6) 行為の規制等
  - ② 勧告及び変更命令
    - 1) 建築物又は工作物の形態意匠の制限について、勧告及び変更命令を行う場合には、色彩、形状、素材等について、できる限り客観的かつ明示的な内容とすべきである。なお、その際、必要に応じて、景観審議会等の活用により、専門的知見の充実に努めることも考えられる。
  - ③ 配慮すべき事項
    - 2) 形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定等

法第17条第3項において、「建築物若しくは工作物又はこれらの部分の 形態意匠が政令で定める他の法令の規定により義務付けられたものである ときは、当該義務の履行に支障のないものでなければならない」とされてお り、令第11条において、具体的に「他の法令の規定」を定めているところ である。同条に定める「他の法令の規定」は、形態意匠に係る具体的な仕様 を規定しているものを定めているものであって、他の性能規定化されてい る、又は形態意匠の条件を定めている法令の規定については、その性能又は 条件を満たしつつ形態意匠に係る景観形成基準に適合させることが可能で あることから、同条の「他の法令の規定」としては定めていないものである が、変更命令に当たっては、実際に実現不可能な措置や安全性を損なう措置 等を要求することがないよう、このような性能規定化されている、又は形態 意匠の条件を定めている法令の規定についても十分に留意すべきである。こ の際、当該規定との関係について疑義が生じる場合は、必要に応じて当該法 令所管部局に相談することが望ましい。

文化財保護法に規定する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史 跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物、登録文化財、伝統的建造物 群保存地区内の建造物、埋蔵文化財又は地方公共団体指定文化財に関して、 勧告、変更命令等を行おうとする場合には、文化財保護との調整の観点から、 文化庁長官又は関係教育委員会に相談することが望ましい。

鉱山、採石場又は砂利採取場における採掘又は採取に関して勧告等を行おうとする場合には、鉱業権、採石権に影響する場合があることから、その取得状況に留意するとともに、鉱業法、採石法又は砂利採取法に基づく計画に記載される災害防止措置に配慮し、必要に応じて許認可担当部局と調整することが望ましい。

# 参 考 資 料 聴聞・弁明手続 届出があった日から 30 日以内(法 17-2) 構 考 平成 27 年 10 月 31 日

### <個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

### <処分の概要>

不利益処分の名称	景観行政団体の長の許可なしに、景観重要建造物の現状変更をした者に対する原状 回復命令
処 分 権 者	町長
根拠規定	景観法第 23 条第 1 項

基	準	規	定	景観法第 23 条第 1 項
処	分	基	準	■設定 □未設定 景観行政団体の長は、法第22条第1項の規定に違反して景観重要建造物の現状変更をした者又は同条第3項の規定による景観重要建造物の現状変更の許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要建造物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要建造物の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
参	考	資	料	
聴聞・弁明手続		手続		
備			考	
設	5	定	B	平成 27 年 10 月 31 日

### <個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

### <処分の概要>

不利益処分の名称	管理の適当ではない景観重要建造物の所有者又は管理者に対する命令又は勧告
処 分 権 者	町長
根拠規定	景観法第 26 条

基。	準 規	定	景観法第 26 条
処:	分 基	準	■設定 □未設定   景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が減失し若しくは毀損するおそれがあると認められるとき、又は法第 25 条第 2 項の規定に基づく景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準に関する条例が定められている場合にあっては景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。
参考	考 資	料	
聴聞・弁明手続		手続	
備		考	
設	定	日	平成 27 年 10 月 31 日

### <個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

### <処分の概要>

不利益処分の名称	景観行政団体の長の許可なしに、景観重要樹木の現状変更をした者に対する原状回 復命令 (第 23 条第 1 項準用)
処 分 権 者	町長
根拠規定	景観法第 32 条第 1 項

基準規定	景観法第 23 条第 1 項、第 32 条第 1 項
処 分 基 準	■設定 □未設定 景観行政団体の長は、法第31条第1項の規定に違反して許可なしに景観重要樹木の伐採又は移植をした者又は同条第2項の準用する法第22条第3項の規定による景観重要樹木の伐採又は移植の許可に付された条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該景観重要樹木についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該景観重要樹木の良好な景観を保全するため必要な限度において、その原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

### <個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

### <処分の概要>

不利益処分の名称	景観重要樹木の管理命令
処 分 権 者	町長
根拠規定	景観法第 34 条

基	準	規	定	景観法第 34 条
処	分	基	準	■設定 □未設定
参	考	資	料	
聴聞	• 弁	许明手	₣続	
備			考	
設	፲	Ē	日	平成 27 年 10 月 31 日

### <個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

### <処分の概要>

不利益処分の名称			名称	違反建築物に対する是正命令等
処	分	権	者	町長
根	拠	規	定	景観法第 64 条第 1 項

基準規定	景観法第 62 条、第 64 条第 1 項
処 分 基 準	■設定 □未設定 町長は、景観地区内において、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合しない建築物があるときは、建築等工事主(建築物の建築等をする者をいう。)、当該建築物の建築等の工事の請負人(請負工事の下請人を含む。)若しくは現場管理者又は当該建築物の所有者、管理者若しくは占有者に対し、当該建築物に係る工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて当該建築物の改築、修繕、模様替、色彩の変更その他当該規定の違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

### <個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

### <処分の概要>

不利益処分の名称	形態意匠の制限に適合しない建築物に対する措置命令
処 分 権 者	町長
根拠規定	景観法第 70 条

基準規定	景観法第69条第2項、第70条第1項
処 分 基 準	■設定 □未設定 町長は、景観地区に関する都市計画が定められ、又は変更された際現に存する建築物又は現に建築等の工事中の建築物が、都市計画に定められた建築物の形態意匠の制限に適合せず、又は当該制限に適合しない部分を有するため、当該建築物又はその部分に対して法第62条から第68条までの規定が適用されない場合において、当該建築物について、その形態意匠が景観地区における良好な景観の形成に著しく支障があると認めるときは、町議会の同意を得た場合に限り、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の期限を定めて、当該建築物の改築、模様替、色彩の変更その他都市計画において定められた建築物の形態意匠の制限に適合するために必要な措置をとることを命ずることができる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

### <個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

### <処分の概要>

不利益処分の名称	景観整備機構に対する業務改善命令
処 分 権 者	町長
根拠規定	景観法第 95 条第 2 項

<処分基準/聴聞・弁明手続>				
基	準	規	定	景観法第 93 条、第 95 条第 2 項 景観法施行令第 28 条
処	分	基	準	■設定 □未設定  景観行政団体の長は、指定に係る景観整備機構(以下「機構」という。)が下記の業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 (1) 良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。 (2) 管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。 (3) 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。 (4) 下記①~③の土地(令第28条)の取得、管理及び譲渡を行うこと。 ① 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業の用に供する土地 ② 景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業の用に供する土地 ③ ①・②に規定する事業に係る代替地の用に供する土地 ⑤ 景観農業振興地域整備計画の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。 (6) 良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。 (7) (1)~(6)のほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。
参 ————————————————————————————————————	考	資	料	
聴聞・弁明手続		手続		
備			考	
設	-	定	日	平成 27 年 10 月 31 日

### <個票情報>

所 管 部 署	建設課
適用日(掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

### <処分の概要>

不利益処分の名称	景観行政団体の長からの改善命令に違反したときの、景観整備機構の指定の取消し
処 分 権 者	町長
根拠規定	景観法第 95 条第 3 項

基準規定	景観法第 95 条第 2 項・第 3 項
処 分 基 準	■設定 □未設定     景観行政団体の長は、景観整備機構が法第95条第2項に基づく業務改善命令に違反したときは、法第92条第1項の規定による景観整備機構の指定を取り消すことができる。
参考資料	
聴聞・弁明手続	
備考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日